

人吉市立第三中学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

- （1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめを受けた児童生徒の気持ちを重視し、寄り添うことである。
- （2）「一定の人的関係にある他の児童等」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係にある者を指す。
- （3）「心理的な影響」とは、「仲間はすれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものや、それらの影響で心理的な圧迫を与え、相手に苦痛を与えるものも含む。
- （4）「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、物を隠されたりすることなどを意味する。
- （5）外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極めることが必要である。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団作りを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここでいう「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことである。

（1）いじめ防止

いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、生徒が自己有用感や充実感を感じられる学校生活をつくりあげることも重要である。

（2）いじめの早期発見

すべての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子どもたちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応することが必要である。また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、家庭・地域と連携して生徒を見守ることが重要である。

（3）いじめへの対処

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事実を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。そのためには、教職員が日頃からいじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておく必要がある。なお、表面的には解決したと判断したいじめも、

その後の状況を継続して注視していかなければならない。

第2章 いじめの防止等のための具体的な取組

1 いじめ防止等のための組織

(1) 名称

「いじめ・不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、人権教育担当、生徒指導主事、学年担当、養護教諭、(スクールカウンセラー・SSW等)

(3) 役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

2 いじめ防止の取組

(1) いじめの未然防止

- ① すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等を充実させ、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進する。
- ② 全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。また、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- ④ 生徒会を中心として人権集会に取り組むとともに、「三中人権宣言」の内容を確認しあい、生徒の中からいじめを許さないといった気運を高める。
- ⑤ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上のために、校内研修の年間計画の中に、「生徒指導リーフ」等を活用した研修を位置づけ、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。
- ⑥ 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、生徒を傷つけ、又は、他の生徒によるいじめを助長することもあることから、校内研修（不祥事防止委員会等）により体罰禁止の徹底を図る。
- ⑦ 地域全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためにPTAや学校運営協議会でいじめの問題について協議する機会を設け、いじめを許さない地域風土づくりを行う。
- ⑧ SNS等でのいじめをなくすために家庭、地域と一体となって情報モラル教育や情報安全指導の充実を図る。また、生徒及び保護者に対して携帯電話やスマホ等の危険性について情報を提供するとともに、くまもと携帯・スマホ利用5箇条等の普及・啓発を促進する。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめを早期に発見するために、月に一回の「学校生活に関するアンケート」と年一回「心のアンケート」を実施し、その結果を基にした教育相談を行う。その際には学年部で相談しやすい教職員が対応する。

- ② ＰＴＡや学級通信等で「熊本市子どもいじめ相談電話」等の相談機関の周知や各家庭での「いじめのサイン発見チェックリスト」の活用を促す。また小さなことでも相談できるような保護者との信頼関係を構築していく。
 - ③ いじめ・不登校対策委員会や生徒指導委員会、吾木香（生徒理解の時間）で生徒の生活の様子等に関する情報の情報交換を行い、いじめの未然防止を図る。
 - ④ 教職員は、ささいな兆候も見逃さず、「報告・連絡・相談」を密にして早期段階から適切に当該生徒に寄り添っていく。
- (3) いじめに対する措置
- 発見されたいじめ事案への対応は「いじめ対応マニュアル」にそって、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (4) 指導体制・方針等の決定
- ① いじめを受けている生徒については、学校が徹底して守り通し、寄り添う姿勢でその生徒と保護者を支援する。
 - ② いじめを行った生徒に対しては、その生徒と保護者に毅然とした態度で指導を行う。また、ケースによっては別室指導や出席停止等の措置を講じる。
 - ③ 指導の方針を明確にして、教職員全体の共通理解を行い、該当の保護者に説明をする。必要な場合は保護者会を開催し、それまでの経緯と今後の方向性について説明する。
 - ④ 指導体制を組織的に整え、対応する教職員の役割分担をする。
 - ⑤ 市教育委員会や関係諸機関との連絡調整を行い、共通理解・共同歩調をとる。

第3章 重大事態への対処

1 調査

(1) 重大事態の意味について

いじめの防止対策推進法第28条第1号の「生命・心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

いじめ防止対策推進法第28条第2号（いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合、人吉市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

(3) 調査を行うための組織について

調査組織は、「いじめ・不登校対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して、適切に提供する。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、人吉市教育委員会を通じて市長に報告する。

第4章 いじめ防止年間指導計画

- 1 「心の居場所推進テーブル」に沿った視点をもって取り組む。「生徒指導リーフ」等を活用した職員研修を計画的に行う。
- 2 月ごとに生徒アンケートをとり、教育相談を随時行う。
- 3 校内いじめ対策委員会を毎月開催し、未然防止、早期発見に務める。

視点1 生徒同士のつながり（子どもと子ども）	キーワード「人間関係」
視点2 教職員と生徒とのつながり（先生と子ども）	キーワード「信頼関係」
視点3 組織体としての教職員同士のつながり（先生と先生）	キーワード「一致団結」
視点4 学校と家庭、地域、関係機関とのつながり	キーワード「連携・協働」

《いじめ防止指導目標》 ①学校教育活動全体を通じた指導 ③教師と生徒・保護者との信頼関係の構築 ⑤生徒同士の仲間意識の醸成 ②集団活動の推進と生徒自身の取組の支援 ④生徒や保護者とふれあう時間の確保 ⑥相談しやすい環境・体制づくり			
《いじめ防止共通実践事項》 ①生徒会活動の充実 ③いじめの未然防止、早期発見、早期対応 ②全職員の共通理解、共通実践 ④家庭・地域との連携			
月	信頼関係、仲間意識の醸成	未然防止、早期発見、早期対応	評価、反省、対策
4	入学式（視点1） 家庭訪問（視点4） PTA総会、授業参観、学年・学級懇談会（視点4）	いじめ・不登校対策委員会 職員会議（視点3） アンケート調査（視点1、2）	
5	小中合同大会（視点1、4）	校内研修（視点3） アンケート調査（視点1、2） 教育相談（視点2）	
6	生徒総会（視点1） 郡市中体連大会（視点1、2）	アンケート調査（視点1、2）	
7	学年PTA（視点4）	アンケート調査（視点1、2）	
8		校内研修（視点3、4）	
9	職場体験学習（視点4） 秋季中体連陸上大会 集団宿泊教室（視点1、視点2）	アンケート調査（視点1、2）	
10	郡市中体連駅伝大会（視点1） おくんち祭りの取組（視点1、4）	アンケート調査（視点1、4） 教育相談（視点2）	
11	人権集会（視点1） 文化祭（視点1、2、4）	アンケート調査（視点1、2）	
12	修学旅行（視点1） 生徒会立会演説会（視点1）	アンケート調査（視点1、2） 心のアンケート（視点1～4）	
1	私立高校推薦・専願入試（視点1、2）	校内研修（視点3） 教育相談（視点2） アンケート調査（視点1、2）	
2	立志式（視点1、4） 公立高校前期選抜入試（視点1、2）	アンケート調査（視点1、2）	
3	公立高校後期選抜入試（視点1、2） 卒業式（視点1、4） リーダー研修（視点1、2）	アンケート調査（視点1、2） 次年度への引き継ぎ（視点3）	↓